

概要版

令和4年度版

北九州市の環境



Environment of
Kitakyushu City 2022



特集

1. 北九州市環境基本計画の計画期間延長

(1) 北九州市環境基本計画とは

「北九州市環境基本条例」に基づき本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成 19 年度に策定、平成 24 年度、29 年度に改定しました。

『「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ』を基本理念とし、4 つの政策目標を柱に、「世界の環境首都」及び「SDGs」の実現に向け、市民、団体、企業、研究機関、行政等が一丸となった取組を進めてきました。

また、現行の環境基本計画では、国際貢献、リサイクル等の取組に加え、国に先んじて、SDGs の考え方・指標等を設定し、COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）でのパリ協定採択を受けた地球温暖化対策など世界的な課題への対応などを盛り込み、それらを踏まえた取組を行っています。

(2) 計画期間延長の経緯

現在、国内外の環境に関する状況は流動的であり、今後の改定に当たっては、COP26（国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議）、COP15（生物多様性条約第 15 回締約国会議）や国の次期環境基本計画など国内外の動向を踏まえた政策を反映することが適当であると考え、北九州市環境審議会へ「北九州市環境基本計画の計画期間延長について」を諮問しました。

同審議会で審議した結果、計画の延長が承認され、同審議会より「令和 3 年度までの計画期間を 2 年間延長し、令和 5 年度までの計画期間とすることが適当である」との答申を受けました。

その後、北九州市環境基本計画の計画期間延長（令和 3 年度までを令和 5 年度まで 2 年間延長）を市として決定しました。

(3) 今後の取組み

基本理念を実現するために掲げる 3 つの柱である「共に生き、共に創る」「環境で経済を拓く」「都市の持続可能性を高める」を実現するため、環境・経済・社会の三側面で一体的に取り組み、SDGs の観点から総合的に展開することにより、効果的な取組を進めていきます。

2. アジア地域初の「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」「OECD SDGs 北九州レポート」の完成

(1) OECD の「SDGs モデル都市」に選定

平成 30 年に OECD（経済協力開発機構）は都市や地域における SDGs を発展させる目的で「SDGs 推進に向けた地域的アプローチ」プロジェクトを立ち上げました。

同年 4 月に本市は OECD により「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」として選定され、アジアからは、北九州市が唯一選ばれました。

(2) OECD SDGs 北九州レポートの発表

「OECD SDGs レポート」とは、OECD が選定した世界の 9 モデル都市の SDGs の取組等を調査・分析し、都市・地域レベルの SDGs を発展させていく目的で作成するものです。

約 2 年にわたり本市の SDGs の取組等を調査・分析し、独自の視点で取りまとめ、「OECD SDGs 北九州レポート（英語版）」※として令和 3 年 6 月に OECD の会合（第 4 回ラウンドテーブル会議（オンライン））で発表されました。

会議での発表時に、北九州市長がビデオレターでレポート完成の謝辞を述べました。



第 4 回ラウンドテーブル会議（オンライン）でのビデオメッセージ

※原題 A territorial approach to the Sustainable Development Goals in Kitakyushu, Japan（北九州市の SDGs 推進に向けた地域的アプローチ）

(3) OECD SDGs 北九州レポートについて

「序文」及び「第 1 章」～「第 4 章」までで構成され、公害克服からグリーン成長を遂げるまでの歴史的背景、SDGs を活用した相乗効果を生み出す優良事例、本市が SDGs を通じてさらに発展していくための OECD からの政策提言などが記載されています。

OECD SDGs 北九州レポート掲載 URL
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/00101226.html>





OECD SDGs 北九州レポート (英語版/日本語版)

3. 北九州市地球温暖化対策実行計画の改定

(1) 計画改定の背景

北九州市はこれまで、平成 28 年に策定した「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市計画」に基づき、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進してきました。また、令和 2 年 10 月には、「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和 3 年 6 月には「気候非常事態宣言」を行いました。

同計画の最終年度を迎えるにあたり、最新の国内外の動向や科学的知見を踏まえながら、脱炭素社会の実現を見据えた温室効果ガスの削減目標や具体的な取組を定め、地球温暖化対策をこれまで以上に加速させるため、令和 3 年 8 月に「北九州市地球温暖化対策実行計画」を改定しました。

(2) 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間。

(3) 計画の目標

① 2050 年の目指すべき姿（ゴール）

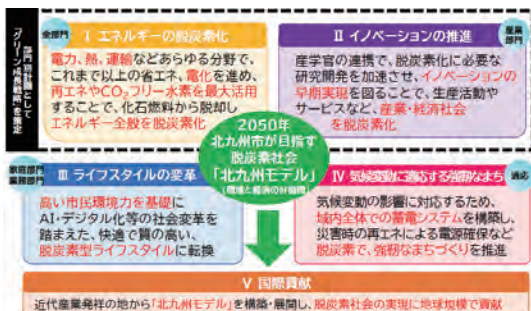
市内の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す

② 2030 年度の達成目標

温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 47% 以上削減

(4) 北九州市が目指す 2050 年の脱炭素社会

「Ⅰ：エネルギーの脱炭素化」「Ⅱ：イノベーションの推進」「Ⅲ：ライフスタイルの変革」「Ⅳ：気候変動に適応する強靱なまち」を同時実現する北九州モデルを構築し、国内外に展開することで、「Ⅴ：国際貢献」という方向性で、2050 年の脱炭素社会を目指すこととしています。



4. 北九州市グリーン成長戦略

(1) 戦略の位置づけ

令和 3 年 8 月に策定した「北九州市地球温暖化対策実行計画」を推進するための重点項目である、「エネルギーの脱炭素化」と「イノベーションの推進」を戦略的に推進するためのアクションプランとして、令和 4 年 2 月に「北九州市グリーン成長戦略」を策定しました。

(2) 戦略の期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間。

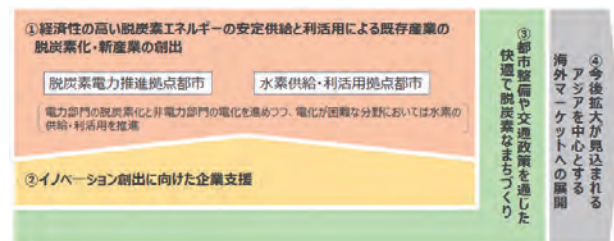
(3) 戦略の意義（北九州市が目指す姿と行動指針）



(4) 2050 年の目指すべき姿に向けた基本戦略

経済性の高い脱炭素エネルギーを安定的に供給する体制を構築し、その利用拡大を図ることで、中小企業を含む市内産業の脱炭素化を推進して競争優位性を獲得するとともに、新たな成長産業の創出を目指します。また、全国レベルでの取組が求められるイノベーションの創出に向けて、市内企業を積極的に支援します。

加えて、獲得した要素技術やノウハウを活用して、快適で脱炭素なまちづくりを推進するとともに、成長を続けるアジアを中心とした海外マーケットの獲得を目指します。

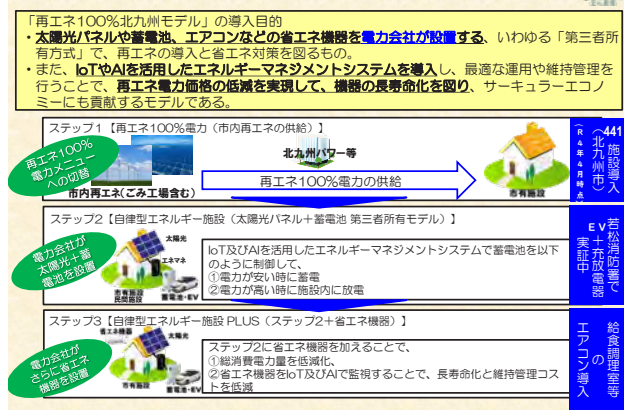


5. 「北九州都市圏域での再エネ100%電力の取組」及び「若松商店街の新たな取組」

(1) 「再エネ 100% 北九州モデル」による公共施設への再エネ 100% 電力の普及

北九州市は、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という）を安定的かつ可能な限り安価に導入する「再エネ

再エネ100%北九州モデル

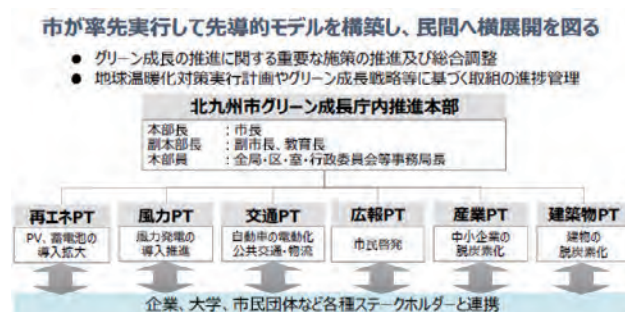


(2) 民間への再エネ 100% 電力の普及

このような取組が北九州市だけでなく、全国に広がっていくことで脱炭素社会がより一層推進されることを期待しています。

令和4年4月26日、北九州都市圏域と連携した本市の提案内容が、地域特性に応じた脱炭素に先行的に取り組む地域として、国（環境省）から『脱炭素先行地域』に選定されました（全国79件の応募のうち、本市の提案を含め26件選定）。

推進本部の下に、重要なテーマごとにプロジェクトチームを設置し、具体的な検討を行い、取組を推進していきます。



7. CO₂フリー水素製造・供給実証事業開所式及び福岡県・北九州市CO₂フリー水素普及フォーラムの開催

本市は、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、電化が困難な産業・運輸部門において、水素を活用した脱炭素化を図る「水素供給・利活用拠点都市」を目指しています。

本市は、環境省事業に採択され、令和2年度より「北九州市における地域の再エネを有効活用したCO₂フリー水素製造・供給実証事業」に取り組んでいます。

令和3年11月に水素製造設備が完成したことから、「CO₂フリー水素製造・供給実証事業」の開所式を開催するとともに、水素関連産業の集積促進に向けた「福岡県・北九州市CO₂フリー水素普及フォーラム」を開催しました。



CO₂フリー水素製造・供給実証事業開所式



福岡県・北九州市CO₂フリー水素普及フォーラム

8. COP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)のサイドイベント「ジャパン・パビリオン」で、北九州市の脱炭素に関する取組を世界に向け発信

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）を批准するすべての国と地域（196国とEU）が参加する国際会議「COP26」が、令和3年10月31日から11月12日に英国・グラスゴーで開催されました。

COP26開催期間中に環境省が開設したジャパン・パビリオンにおいて、脱炭素ドミノの促進を目的としたサイドイベントが令和3年11月2日に開催され、脱炭素に関する先進的な取組を行っている国内外の自治体による取組事例の紹介及び共有が行われました。

同イベントでは、日本の自治体を代表して、長野県知事、真庭市長などとともに北橋市長がオンラインで参加し、北九州市の最新の取組について発表しました。

発表では、北九州市の公害克服の歴史、「再エネ100%北九州モデル」による再生可能エネルギーの普及促進をはじめとする脱炭素に関する市内での取組、その海外展開事例などについて紹介し、これらの活動を通じて世界のSDGs達成に貢献していくことを、世界に向け発信しました。

また、同イベントには、本市と姉妹都市であるベトナム・ハイフォン市も参加しており、同市の取組事例の発表では、脱炭素に向けた北九州市との連携事業についても紹介されました。



COP26 ジャパン・パビリオン

9. 気候変動にみんなで取り組むプロジェクト「KitaQ Zero Carbon」

KitaQ Zero Carbon

北九州市では、市民の皆様との協働・共創によりゼロカーボンシティの実現を目指す「KitaQ Zero Carbon（キタキューゼロカーボン）」プロジェクトを進めています。

(1) 脱炭素情報を一元化して発信

ゼロカーボンシティ実現を目指す取組や、市民・企業の皆様に参加いただく各種イベントなどの情報を専用ポータルサイトで発信しています。



キタキューゼロカーボン

検索

(2) 具体的なアクションの場を創出

脱炭素に寄与する具体的なアクションを実践する場として、セミナー・ワークショップを始め、企業・団体と連

携した参加型イベントを企画・開催しています。

(3) アクションの見える化

アプリ「actcoin（アクトコイン）」を活用して皆様のアクションの見える化に取り組んでいます。



社会貢献活動に対して、買うことも売ることができない独自のポイントを付与することで、アクションを可視化するサービスです。一人ひとりのアクション履歴がアプリ上で見える化されることで、さまざまなつながりを創出します。



10. アジア低炭素化センター10周年成果報告会

(1) アジア低炭素化センターについて

平成22年に本市は、(公財)北九州国際技術協力協会及び(公財)地球環境戦略研究機関と連携してセンターを開設し、公害克服経験を活かした技術や知見の海外移転、市内企業による環境ビジネスの海外展開支援などにより、東南アジアを中心とした地域での温室効果ガス削減に取り組んできました。

(2) 実施内容

アジア低炭素化センターの活動が節目の10年を経過し、「低炭素化」から「脱炭素化」へと大きな変化を迎えたこの機会を捉え、これまでの活動を総括し、今後のセンター機能を強化することを目的に、令和3年11月24日にリーガロイヤルホテル小倉にて「アジア低炭素化センター10周年成果報告会」を開催しました。

市内企業をはじめ、関係諸機関より約100名にご参加いただき、小宮山宏センター長の基調講演、10年間の成果報告、海外展開している市内企業による環境技術紹介を行いました。環境姉妹都市のインドネシア・スラバヤ市長とフィリピン・ダバオ市長からは祝賀ビデオメッセージが贈られ、会場で上映しました。

また、スラバヤ市での市内企業の活動事例を描いた漫画を作成し、報告会参加者へ配布しました。漫画はアジア低炭素化センターホームページで紹介しています。

①



②



③



- ① アジア低炭素化センター HP
- ② PR漫画冊子「私たちの未来」
- ③ アジア低炭素化センター10周年成果報告会

11. インドネシア共和国スラバヤ市とのオンライン環境ワークショップ

(1) 背景・目的

スラバヤ市は人口約300万人のインドネシア第2の都市です。本市とスラバヤ市は平成24年に環境姉妹都市を締結し、これまで多くの市内企業やNPOが環境関連プロジェクトを実施してきました。

しかし、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航が制限され、両市間の連携が難しい状況が続いていました。

一方で、オンラインミーティングが普及し、インターネット環境さえあれば、世界中どこからでも、また対面式では実現できないような大人数でも、ミーティングやイベントが実施できるようになりました。

そこで、両市民の交流と環境意識の向上を目的に、市民参加型の「オンライン環境ワークショップ」を開催し、両市で環境改善に取り組む市民がその活動内容について発表しました。

(2) ワークショップ内容

第一部：廃棄物管理ワークショップ

開催日：令和3年9月14日（火）

テーマ：「家庭ごみの適正処理」

概要：

平成 16 年、本市はスラバヤ市のごみ減量のため、生ごみ堆肥化事業を行い、その中で「高倉式コンポスト」が開発されました。本ワークショップでは、その際にコンポスト普及に尽力したスラバヤ市 NPO と、本市で高倉式コンポストの普及を行う「北九州市コンポストアドバイザーの会」が、活動内容を発表しました。

また、北九州市の廃棄物処理とごみ減量に向けた取組についても紹介しました。

第 2 部：環境学習ワークショップ

開催日：令和 3 年 9 月 23 日（木・祝）

テーマ：「環境学習」

概要：

インドネシアには環境学習を積極的に進める学校を国が認定する ADIWYATA という制度があります。スラバヤ市からは、この認定を受けた学校の生徒と教員が活動内容を発表しました。

北九州市からは、2020 北九州 SDGs 未来都市アワードにおける SDGs 大賞受賞者である福岡教育大学附属小倉中学校と、同 ESD 賞受賞者である本城東幼稚園が活動を発表しました。



スラバヤ市とのワークショップ開催の様子

12. 第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画の策定

(1) 計画の趣旨

本市では平成 23 年に「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」の取組を加え、「持続可能な都市のモデル」に向けた先駆的な廃棄物行政の取組を進めてきました。

一方、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化

しており、近年では、プラスチックごみや食品ロスの問題の顕在化、自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生や感染症の拡大による生活様式の変化など、新たな課題への的確な対応が求められています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、令和 3 年 8 月、新たに SDGs の実現と脱炭素社会を見据えた本計画を策定しました。

(2) 基本理念

市民・事業者・地域団体・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が、SDGs の実現に向けて主体的・協動的に 3R・適正処理に取り組むことを通じ、脱炭素社会も見据え、「持続可能な都市のモデル」を目指します。

(3) 計画目標

計画目標の項目	2019(令和元)年度 (基準年度)	2025(令和7)年度 (中間目標年度)	2030(令和12)年度 (最終目標年度)
市民1人一日あたりの家庭ごみ量	468g	440g以下	420g以下
事業系ごみ量(市の施設で処理した量)	180,582トン	167,192トン以下	157,682トン以下
リサイクル率(一般廃棄物)	28.0%	30%以上	32%以上
うち、家庭系リサイクル率	33.1%	34%以上	36%以上
一般廃棄物処理に伴い発生するCO ₂ 排出量	88千トン	60千トン以下	60千トン以下
産業廃棄物の最終処分量	203千トン (H30実績)	185千トン以下	170千トン以下

(4) 計画期間と方向性

計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間で



(5) 計画の推進管理

持続可能な都市の実現を目指し、本計画の周知・啓発に努めます。また、国の策定する目標値や戦略など、廃棄物行政をはじめ、環境施策に関する動向を踏まえながら、本計画の取組を推進します。

計画の進捗については、環境審議会に報告するとともに、環境情報誌「ていたんプレス」や市ホームページに掲載するなど、市民に分かりやすい形で公表します。

13. プラスチック資源循環法の施行：一括回収実証事業、セブン-イレブンの「ペットボトル回収機」設置

(1) プラスチック資源循環に関する国内の動き

近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等により、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。令和3年6月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が成立し、令和4年4月に施行されました。この法律において、製品プラスチックを含めたプラスチック資源の分別収集に努めることが市町村に求められています。

(2) 一括回収実証事業

令和4年2月、プラスチック資源の一括回収の本格実施に向け、市内の一部地域で、家庭から排出されるプラスチック製容器包装と製品プラスチックを合わせて回収する実証事業を実施しました。

実証事業の結果、プラスチック製容器包装のみの回収時に比べ、回収量が約30%増加しました。

また、実証後のアンケート結果では、約8割の世帯が、「分別がわかりやすかった」と回答しています。



実証時のステーション状況

(3) セブン-イレブンの「ペットボトル回収機」設置

令和3年12月、九州エリアのセブン-イレブンで初めて、市内の店舗にペットボトル回収機が設置されました。回収されたペットボトルは、再びペットボトルとして活用されるなどリサイクルされます。

市の施策に加え、こうした事業者による自主回収についても積極的に支援することで、プラスチック資源の回収・リサイクルを促進していきます。



九州エリア初となるペットボトル回収機の設置

14. (新) 日明かんびん資源化センター稼働開始

(1) 施設沿革

平成5年7月に現在の日明工場の敷地内に「日明かんびん資源化センター」を建設、運営を開始しました。

施設老朽化に伴い、令和3年3月、現在の日明積出基地敷地内に「(新) 日明かんびん資源化センター」を新設し、稼働を開始しました。

施設では市内で回収された、かん、びん、ペットボトルを選別するとともに、紙パックの保管、発泡スチロール製食品用トレーの選別も行っています。

選別された、かん、びんなどは、リサイクル事業者に引き渡され、再びかん、びんの原料などとして、ペットボトルは衣料品の原料などに、紙パックは再生紙やトイレットペーパーの原料として、食品用トレーはプラスチックの原料や建築資材としてリサイクルされます。

(2) 施設概要

ア 所在地	北九州市小倉北区西港町 97 番 3
イ 敷地面積	7065.24 m ²
ウ 着 工	平成 30 年 12 月
エ 竣 工	令和 3 年 3 月
オ 事業方式	DBM 方式 (デザイン、ビルド、メンテナンス)
カ 処理能力	32.59t/5h
	・ かんびん 24.64t/5h
	・ ペットボトル 7.62t/5h
	・ 紙パック、トレイ 0.33t/5h



(3) 施設運営

施設は、「社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会」が運営し、障害者の雇用促進施設としての役割も担っています。

15. AIによる不適ごみ検知システム実証試験の実施

(1) 試験実施の経緯

北九州市内のごみ焼却工場では、近年、ごみピット内でのごみの発火や発煙が度々起きています。この原因の一つとして、ごみ受入基準を満たさない搬入物（以下、「不適ごみ」という。）に含まれるライターやスプレー缶などの危険物が考えられます。

本市では、日頃からこのような不適ごみ混入を防ぐように監視を行っていますが、搬入車両が多い場合は対応に限度があります。この対策の一環として、AIを利用して搬入時に不適ごみを検知する実証試験を令和3年度から開始しています。

(2) 実証試験の結果

下に示す写真は、実証試験の初期段階のAIによる検知状況を示すものです。写真右に示される搬入物に対してAIが認識したものは四角枠で囲われ、推定した物の名称が枠上部に記載されます。



この段階では、認識の精度は低かったのですが、AIの特性の一つである学習能力の効果により、何度か試行を経た結果、椅子やソファといった家具類の推定が可能となるなど、検知精度は試験開始当初に比べ向上しています。

(3) 今後の見通し

本システムは、令和5年度にごみ焼却工場への本格導入を目標としています。その実現に向けて、検知精度の更なる向上や他工場への展開を図るなど、今後も実証試験を進めていきます。

16. 北九州PCB廃棄物処理事業の継続について

(1) 国からの要請

本市で行われているPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理は、令和3年度末に完了する計画でしたが、達成が困難な状況となったため、昨年9月、国（環境省）から本市に対し、新たな期限を令和5年度末に設定することについて、検討を要請されました。

(2) 市民や議会からの意見聴取

今回の要請内容については、市民の理解を得ることが先決であることから、本市から国に対して、地元説明に全力を尽くすよう申し入れました。

これを受け、国は38回の市民説明会や議会との意見交換を実施し、延べ900名を超える市民が参加するなど、数多くの意見が寄せられました。

この中では、処理期限を守れなかったことへの不信感や、設備の経年劣化に対する不安感、再延長に対する地元の負担感等の声が寄せられた一方で、「PCBという負の遺産を、次世代に残してはならない」という思いがあることも分かりました。

(3) 国への回答

本市としては、市民や議会から寄せられた様々な意見や想いを真摯に受け止め、「処理の安全性確保」、「期間内での確実な処理」や「地域の理解」の観点から、全30項目の条件として取りまとめ、4月25日、市長から環境大臣に直接提示しました。

環境大臣から「これら全ての条件を承諾し、国が責任を持って確実に対応する」と回答がありました。本市は、こうした国の決意を受けて、要請を受け入れることとしました。

(4) 今後の対応

今後とも本市としては、PCB廃棄物の安全かつ期限内での確実な処理完了や、市民の安全・安心の確保に最善を尽くしていきます。

第1章 市民環境力の更なる発展とすべての市民に 支えられた「北九州環境ブランド」の確立

基本施策 1 環境活動と地域活性化の好循環

1 環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成

市民や市民団体の自主的な環境活動の推進と地域コミュニティの活性化のため、ごみの減量化・資源化及び自然環境保全等の環境活動を行う市民や市民団体への支援・助成を行っています。

●集団資源回収団体奨励金制度

町内会、老人会、子ども会、まちづくり協議会などの地域の市民団体に対し、古紙・古着の回収量に応じて奨励金を交付しています。

この他、活動地域内の古紙回収の調整を行うまちづくり協議会に対する「まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金制度」、資源回収活動を行っている地域の市民団体等への保管庫の無料貸与、地域団体が家庭から回収する剪定枝・廃食用油のリサイクル活動に対する支援、「生ごみコンポスト化容器活用講座」等の講座の支援を実施しています。

古紙回収量（令和3年度）	15,795t
古着回収量（令和3年度）	448t

2 ていたんポイント事業

子どもから年長者まで幅広い市民が、気軽に楽しく環境活動に参加することを促すため、環境活動に参加した市民に対してポイントを付与する「ていたんポイント事業」を平成27年12月からスタートさせました。

環境活動に参加するたびに「ていたんポイント」が貯まり、ていたんグッズやエコグッズと交換できます。

これにより、市民環境力の一層の向上を図るとともに、温室効果ガス排出削減、まちのにぎわいづくりや地域コミュニティ活動の活性化につなげていきます。



3 環境活動に関する各種表彰

地域の環境活動に積極的かつ継続的に取り組んでいる市民・NPO、事業者等のやる気を支え、効果的なインセンティブを付与するために各種の表彰を行っています。

【表彰の種類・令和3年度表彰件数】

- ・北九州 SDGs 未来都市アワード：13 団体
- ・北九州市環境にやさしい事業所（市長感謝状）：3 事業所
- ・3R活動推進表彰：隔年実施につき未選考
- ・産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定：排出事業者1件、処理事業者3件
- ・環境衛生優良地区（市長表彰）：5 地区
- ・環境衛生地区組織育成功労者（市長感謝状）：13 名
- ・北九州市まち美化協力功労者（市長感謝状）8 名、4 団体
- ・「校区まち美化レポート」表彰（市長感謝状）：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、団体の活動が困難となったため中止
- ・北九州市まち美化貢献者（環境局長感謝状）6 名、6 団体

基本施策 2 ESD 等を通じた環境人財の育成

1 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

多様な人々が、地域等の様々な課題に気づき、自発的に社会のあり方を変えていく人財を育むため、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進しています。令和3年度は、SDGs・ESD活動者の意欲の向上と、本市のSDGs・ESDのさら

なる推進を図るため、「北九州 SDGs 未来都市アワード」を北九州 ESD 協議会との協働により実施しました。(表彰団体: 13)
また、SDGs・ESD 普及イベントとして、「ESD ツキイチの集い」を開催しました。



「ESD ツキイチの集い」
～広げよう世界の輪！～



「出前講座」
～わくわく ドキドキ冒険隊～

2 北九州市環境首都検定の実施

北九州市独自の環境分野の検定を実施することにより、環境学習の機会を増やし、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げることを目的に、「北九州市環境首都検定」を実施しています。(令和3年度受検者数 5,502人)

3 環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進

「北九州市環境ミュージアム」は本市の環境における学習・情報・活動の総合拠点で、本市の公害克服の歴史をはじめ、身近なエコライフ、地球環境問題などを「見て・触れて・楽しみながら」学べる施設です。(令和3年度来館者数 42,873人)



環境ミュージアム外観

4 北九州こどもエコクラブ活動の推進

「こどもエコクラブ」は、子どもたちが自主的に環境に関する学習や活動を行うクラブです。
令和3年度は、48クラブ、2,474人の幼児から高校生までが活動しました。

基本施策3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

1 北九州エコライフステージ

北九州エコライフステージは、「世界の環境首都」を目指し、市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心にして、エコライフの浸透を目指し様々な環境活動に取り組むものです。令和3年度は、延べ約15万7千人の市民が参画し、196行事を実施しました。

シンボル事業「エコライフステージ2021」は、「エコライフステージこれまでの20年これまでの20年」をテーマに、令和3年10月29日(金)～11月30日(火)に実施しました。

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、より広い範囲への周知を目指し、新たな試みであるオンラインや小規模イベントの開催を行いました。

オンラインでは、北九州市民の環境活動への取組を全国に発信することができ、小規模イベントでは、出展者同士の交流や来場者との新たなつながりが生まれるなど、これまで以上に市民環境力の向上を図りました。



エコライフステージmini

2 環境情報の収集・整備・提供

「分別大事典アプリ」・「環境首都検定ドリル」の配信

手軽に利用できるスマートフォン・タブレット型端末向けの無料アプリを作成しています。アプリはApp StoreまたはPlayストアでダウンロードできます。

ていたん「ツイッター」「フェイスブック」による情報発信

北九州市の環境情報について、環境マスコットキャラクター「ていたん」のツイッターやフェイスブックで発信をしています。

アカウント



@ teitan_kita9
(ツイッター)



@ teitanOFFICIAL
(フェイスブック)



基本施策 4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

1 諸外国との環境協力実績

これまでに、大連市、上海市（中国）、スラバヤ市（インドネシア）、マンダレー市（ミャンマー）、ハイフォン市（ベトナム）等のアジア諸都市との環境国際協力を実施するとともに、日中韓の11都市からなる東アジア経済交流推進機構の環境部会等の都市間ネットワーク事業を実施し、アジアにおける環境国際協力を推進しています。

2 アジアの人材育成拠点形成事業

研修員の受け入れ（令和4年3月現在で166カ国・地域から10,243人、令和3年度は遠隔研修参加者計上）や専門家派遣（令和4年3月現在で30カ国・地域244人）、を実施しています。

3 アジア低炭素化センター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、「アジア低炭素化センター」を設置しています。センターでは、本市に蓄積してきた地元企業の環境技術を、アジア諸都市とのネットワークを活用しながらビジネス展開することを支援しており、本市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を用いて、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

平成29年11月にダバオ市と締結した「環境姉妹都市提携に関する覚書」に基づき、ダバオ市が導入を計画している廃棄物発電施設の安定した運営に向けての取組を進めています。令和3年度からは、一般ごみの収集・運搬や有価物の回収をテーマとした「一般廃棄物処理システムの構築プロジェクト」を推進しています。



タイ工業団地公社（IEAT）との
協力覚書締結（H26.8）



タイ工業省工場局（DIW）、IRPC 社
との協力覚書締結（H26.12）



「環境姉妹都市提携に関する覚書」
締結式（H29.11）

4 関係機関等との連携

(1)（公財）北九州国際技術協力協会（KITA）

環境国際協力の実践機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など多彩な活動を実施しています。

(2)（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）北九州アーバンセンター

低炭素で環境的に持続可能な都市の実現に向けた自治体の取組や都市における SDGs の取組を促進するための研究を進めています。

また、市内企業が保有する環境技術の海外展開支援や、JICA 九州・KITA との連携により国際研修を実施しています。

(3) 独立行政法人 国際協力機構（JICA）、

イクレイ（ICLEI）、国連工業開発機関（UNIDO）等

各国際機関と覚書の締結等により、様々な連携を実施しています。

第2章 2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現

基本施策 1 超低炭素社会を支えるストック型社会への転換

1 北九州市環境未来都市とグリーンアジア国際戦略総合特区

本市は、環境や超高齢化対応などに関して、持続可能な経済社会の発展の実現を目指す「環境未来都市」、また、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、国がオーダーメイドで総合的に支援する「グリーンアジア国際戦略総合特区」に指定されています。

「グリーンアジア国際戦略総合特区」においては、税制・財政・金融上の支援措置が呼び水となり、これまでに県内で約3,700億円、市内においても約1,800億円の設備投資と、県内で約1,800人、市内分約410人の雇用を創出しました。

2 市域の温室効果ガス総排出量

令和元年度の市域内の温室効果ガス排出量は、前年度から2.0%減の14,784千トン（二酸化炭素換算）でした。前年度から減少した要因としては、主に産業部門におけるエネルギー消費量の減少に伴い、エネルギー起源の二酸化炭素排出量が減少したこと等があげられます。

◆市域内の温室効果ガス排出量（部門別）

単位：千トン

区 分	2013年度 (平成25)	2015年度 (平成27)	2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	前年度比	2013年度比 (平成25)
二酸化炭素	家 庭 部 門	1,454	1,147	1,078	1,067	767	△6.4%	△50.6%
	業 務 部 門	1,535	1,446	1,174	1,093	989	4.5%	△32.7%
	運 輸 部 門	1,968	1,695	1,700	1,675	1,676	△0.9%	△15.6%
	産 業 部 門	11,661	12,010	10,030	10,056	9,788	△3.2%	△18.7%
	エネルギー転換部門	406	412	444	433	377	12.9%	4.6%
	工 業 プ ロ セ ス	1,010	965	948	888	887	△2.3%	△14.2%
	廃 棄 物	319	318	341	312	302	△5.4%	△10.3%
二 酸 化 炭 素 合 計	18,352	17,992	15,713	15,523	14,786	14,466	△2.2%	△21.2%
メ タ ン	27	27	27	26	26	26	△2.0%	△5.5%
一 酸 化 二 窒 素	45	43	43	42	42	42	0.2%	△7.2%
フ ロ ン ガ ス 等	167	201	217	228	238	250	5.2%	50.0%
温 室 効 果 ガ ス 合 計	18,592	18,263	16,000	15,819	15,092	14,784	△2.0%	△20.5%

注：1 端数処理により合計及び百分率の値が一致しない場合がある。

2 算定基礎としている各種統計データの週及修正、使用するデータの変更等により、過年度の値が変更される場合がある。

3 2013年度：「北九州市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）における基準年。

3 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

JR城野駅北側の未利用国有地やUR城野団地を中心とする城野地区（19ha）において、エコ住宅や創エネ・省エネ設備誘導、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な低炭素技術や方策を総合的に取り入れてゼロ・カーボンを目指した住宅街区を整備しました。



城野ゼロ・カーボン先進街区

※戸数：634戸
(戸建：227戸、集合：407戸)

4 自動車環境対策の推進

● 電動車（EV、FCV等）の導入

公用車として電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）51台、燃料電池自動車（FCV）4台を導入。

● EV充電器の設置

公共施設への設置（普通充電器10箇所、急速充電器7箇所）。

● ノーマイカーデーの普及促進

毎年10月～11月を強化月間として、参加店舗の協力のもと普及啓発を実施。

● エコドラ北九州プロジェクト

市内事業者を対象にしたエコドライブセミナー等を実施。





基本施策 2 超低炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築

1 北九州市環境産業推進会議

「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州市グリーンフロンティアプラン）」における5つの柱の一つ『環境が経済を拓く』を具現化していくため、低炭素化に貢献する環境産業のネットワークを構築し、更なる環境産業の振興について“共に考え、共に行動する場”として、平成22年2月に設立しました。（令和3年度末現在 参画企業・団体数 約520）

2 環境未来技術開発助成事業

循環型社会及び低炭素社会の実現に向け、新規性・独自性に優れ、かつ実現性の高い環境・技術の実証研究や社会システム研究等に対して研究費を助成し、新規の環境技術開発の支援を行っています。令和3年度までに、175件の研究に対して助成を行っています。

3 北九州市中小企業の競争力を生み出す省エネとRE100推進事業

脱炭素社会の実現に向け、再エネ100%電力化及びエネルギーマネジメントに取り組み、かつ太陽光発電設備や最先端の省エネ設備を設置する市内の中小企業に対し、費用の一部を補助する事業を実施しています。

4 エコテクノの開催

環境・エネルギー産業を育成し、産業・地域振興に寄与することを目的に、九州最大規模の環境見本市「エコテクノ」展を開催しています。

本市のブースでは、環境未来都市としての本市の取組の紹介や、北九州エコプレミアム製品・サービスのPR等を行っています。



展示場の様子

基本施策 3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成

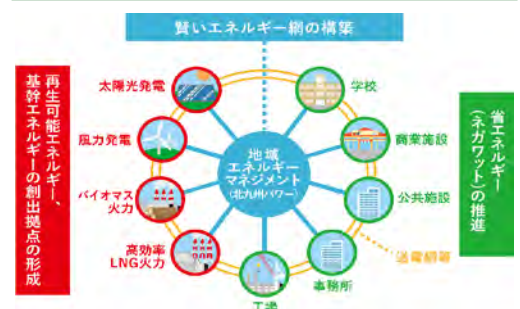
1 北九州市地域エネルギー政策の推進

北九州市の持つ再生可能エネルギーや高効率火力発電の立地ポテンシャル、スマートコミュニティの実証を通じたエネルギーを賢く使う省エネの知見などを活かし、低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的としています。

洋上風力発電については、令和2年度から「浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業」による自然環境調査等を実施するとともに、風力発電の人材育成に関する「洋上風力発電シンポジウム」を実施しました。

地域の未利用木質バイオマスについては、地産地消を進めるため、北九州市における木質バイオマス熱供給事業構築可能性調査を行い、行政機

地域エネルギー拠点化推進事業概念図



関、事業者等をメンバーとした「北九州市地域バイオマス安定供給検討会」を開催して、安定供給の体制構築を図りました。

エネルギー施設の集積に関しては、響灘地区において、バイオマス石炭混焼発電所が2カ所運転を開始しました。

また、NEDOの実証事業として、響灘一般海域において、浮体式の洋上風力発電事業が進められるなど、再生可能エネルギーの創出拠点として着実に進んでいます。

さらに、「北九州市風力発電人材育成連絡会」を立ち上げ、企業と教育機関による個別協議や企業見学会の実施など人材確保に資する取組を実施しました。

㈱北九州パワーの電力供給施設は令和3年度末時点、公共施設543件、民間施設181件となり、自治体が出資する新電力会社の中で、電力販売量が60社中2位でした。

本市の風力発電導入量は36,451kWで政令市第1位、太陽光発電導入量も305,421kWで政令市第4位となっています。(いずれも令和3年度末現在)

2 北九州市の水素に関する取組

● 水素パイプラインを活用した技術実証

八幡東区東田地区における水素パイプラインや燃料電池などのインフラや地域の協力体制を活かし、企業の技術実証の支援やPRに取り組んでいます。



水素パイプライン

● 水素ステーション

市内には、2箇所の水素ステーションが整備されています。



イワタニ水素ステーション 小倉
(岩谷産業㈱:平成26年～)



八幡東田水素ステーション
(ENEOS㈱:平成27年～)

● 燃料電池自動車 (FCV) の普及啓発活動について

FCVの普及啓発活動の一環として、市の公用車へ4台のFCVを導入するとともに、市内の様々なイベントでFCVの展示や外部給電器を用いた電力供給のデモンストレーションを実施しています。



FCVの展示の様子

基本施策 4 アジア規模での超低炭素社会実現

1 アジア規模での超低炭素社会実現に向けた取組

取組は、11ページの「諸外国との環境協力実績」、「アジアの人材育成拠点形成事業」、「アジア低炭素化センター」をご覧ください。



第3章 世界をリードする循環システムの構築

基本施策 1 3Rプラスの推進と資源効率性向上

1 ごみの減量化・資源化の取組

平成 23 年に、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」の取組を加え、「持続可能な都市のモデル」に向けた先駆的な廃棄物行政の取組みを進めてきました。

近年では、プラスチックごみや食品ロスの問題の顕在化、自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生や感染症の拡大による生活様式の変化など、新たな課題への的確な対応が求められています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、令和 3 年 8 月、新たに SDGs の実現と脱炭素社会を見据えた第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画を策定しました。引き続き、様々な取組を行います。

● これまでの具体的施策の実施

(1) 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

(本市の主な取組)

- | | | | |
|-------------|--|-------------|---------------------------------------|
| 平成 5 年 7 月 | かんびん分別収集の開始 | 平成 10 年 7 月 | 政令市初 家庭ごみの有料指定袋制導入 |
| 平成 18 年 7 月 | 家庭ごみ収集制度の見直し | 平成 23 年 8 月 | 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定(平成 28 年 8 月改定) |
| 平成 30 年 6 月 | 「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し(平成 30 年 3 月)、協定参加 7 事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止(有料化) | | |
| 令和 3 年 8 月 | 「第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画」策定 | | |

(2) 事業系ごみ対策の強化について(平成 16 年 10 月～)

(実施内容)

- ・事業系ごみの市収集の原則廃止
- ・自己搬入ごみの処理手数料の改定(700 円/100kg ⇒ 100 円/10kg)
- ・リサイクル可能な古紙・廃木材の市施設への受け入れ廃止
- ・かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

2 食べものの「残しま宣言」運動の推進

● 残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、周知を図っています。

● 残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。(令和 3 年度末 281 店登録)



このステッカーが目印です

■取組内容(残しま宣言)

- 外食時の取組
 - ・食べ切ることができる量を注文します!
 - ・宴会時に食べ切りを声かけします!
 - ・グループ間で料理をシェアします!
 - ・食事を楽しむ時間をつくります!
 - (開始後 30 分、終了前 10 分など)
 - ・注文した料理は食べ切ります!
- 家庭での取組
 - ・必要以上に買いすぎません!
 - ・買った食材は使い切ります!
 - ・作った料理は食べ切ります!
 - ・生ごみを捨てる時は水を切ります!
 - ・賞味期限と消費期限の違いを理解します!

3 北九州市プラスチックスマート推進事業

海洋プラスチックごみ問題など、世界的な課題となっているプラスチックごみ対策として、令和元年度から「北九州市プラスチックスマート推進事業」を開始しました。

本事業では、レジ袋の削減等の取組に加え、家庭ごみ用等の指定袋のバイオマスプラスチック化、プラスチックに関する技術開発等の支援などを実施しています。

また、プラスチックごみ対策専用ウェブサイトを作成して、市民や事業者へ啓発するとともに、「プラごみダイエット協力店」の募集を開始しました。



専用ウェブサイト

4 ごみ処理の現況

計画に基づき、下記の一般廃棄物の処理や、減量化・資源化の取組を実施しています。

- ・家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物(かん・びん、ペットボトル等)の収集

- ・公共の場所をボランティアで清掃した際の清掃ごみの収集
- ・道路、歩道、河川、海浜等の清掃
- ・市内で発生した一般廃棄物の適切な処理及び処分
- ・市内中小企業等の一部の産業廃棄物の処理及び処分
(ただし、一般廃棄物の処理に支障のない範囲)

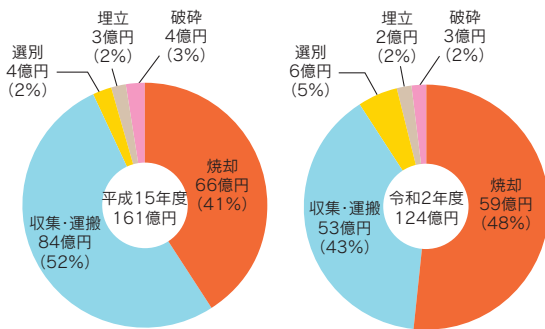
●ごみ量の推移（市施設処理分）

平成 16 年 10 月の「事業系ごみ対策」、平成 18 年 7 月の「家庭系ごみ収集制度の見直し」などのごみの減量化・資源化に取り組み、ごみ量は、平成 15 年度の 53 万トンから令和 3 年度には、33 万 8 千トンと約 19 万 2 千トン減少しました。

5 ごみ処理経費

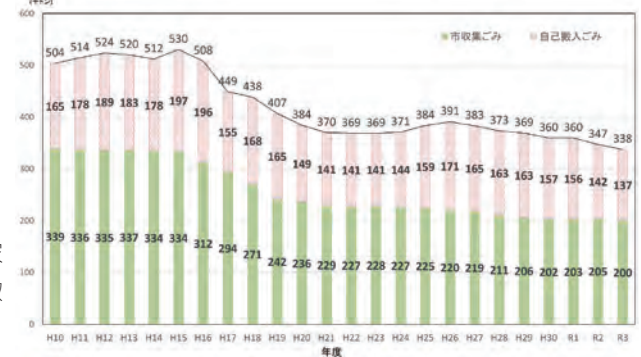
令和 2 年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 124 億円（うち、リサイクル約 11 億円）の経費がかかっています。平成 15 年度と比べると平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 42 億円の経費を削減しました。ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約 52%）がかかっています。

◆ごみの処理別経費



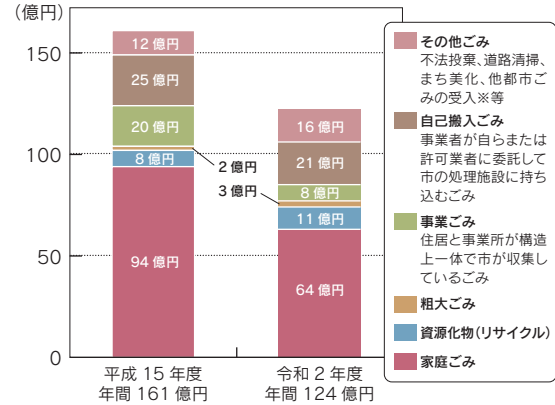
※各項目の値は四捨五入して表示しているため、数値が合わない場合がある。

◆ごみ量の推移



※市収集ごみ：家庭ごみや資源物のように、市の指定する処理施設に市が収集して持ち込むごみ
※自己搬入ごみ：市の指定する処理施設に、ごみの排出者が自ら又は収集運搬業者に委託して持ち込むごみ
※四捨五入の関係で数値が一致しないことがあります。

◆ごみの種類別経費



◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成15年度	令和2年度	対15年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161億円	124億円	▲37億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94億円 (約58%)	64億円 (約52%)	▲30億円
1日あたりの処理費用	2,600万円	1,800万円	▲800万円
市民一人あたり年間処理費	9,400円	6,800円	▲2,600円
一世帯あたり年間処理費	22,400円	14,700円	▲7,700円

基本施策2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

1 北九州エコタウン事業

平成 9 年 7 月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成 16 年 10 月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

＜これまでの取組と成果＞（令和 3 年度末時点）

- ・事業数（現在稼働中） 26 事業（各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積）
- ・実証研究数 62 研究（終了分を含む）
- ・総投資額 約 877 億円（市 72 億円、国等 140 億円、民間 665 億円）
- ・雇用者数 1,050 人

■総合的な展開（北九州方式 3 点セット）



◆総合環境コンビナート（9 事業）

- ・ペットボトルリサイクル事業
- ・自動車リサイクル事業
- ・蛍光管リサイクル事業
- ・二次電池リサイクル事業
- ・小型家電リサイクル事業
- ・OA 機器リサイクル事業
- ・家電リサイクル事業
- ・建設混合廃棄物リサイクル事業
- ・非鉄金属総合リサイクル事業

◆響リサイクル団地（5 事業）

- 自動車リサイクルゾーン
- フロンティアゾーン（4 事業）
 - ・食用油リサイクル事業
 - ・使用済有機溶剤精製リサイクル事業
 - ・古紙リサイクル事業
 - ・空き缶リサイクル事業

◆その他の地区（12 事業）

- ・パチンコ台リサイクル事業
- ・OA 機器のリユース事業
- ・汚泥・金属等リサイクル事業
- ・都市鉱山リサイクル事業
- ・風力発電事業（2 事業）
- ・古紙リサイクル事業・製鉄用フォーミング抑制剤製造事業
- ・食品廃棄物リサイクル事業
- ・携帯電話リサイクル事業
- ・廃木材・廃プラスチックリサイクル事業
- ・超硬合金リサイクル事業
- ・古着リサイクル事業

●北九州市エコタウンセンター

平成 13 年 6 月に、エコタウン全体の中核的施設として実証研究エリア内に開設しました。

- ・主な機能 市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業の PR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援
- ・令和 3 年度視察者数 エコタウン事業全体 40,032 人



基本施策 3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

1 PRTR 制度・PCB 処理事業

PRTR 制度に基づき、化学物質の環境中への排出量等の把握を行っています。また、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

基本施策 4 生物多様性の確保による自然循環

1 第 2 次北九州市生物多様性戦略の推進

「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として、平成 22 年 11 月に「北九州市生物多様性戦略」を策定、平成 28 年 3 月に「第 2 次北九州市生物多様性戦略（2015 年度 -2024 年度）」を策定しました。基本理念を「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち～」とし、その実現のために次の「5 つの基本目標」を設定して施策を推進しています。

- ① 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ② 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③ 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④ 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じてできる状態の維持
- ⑤ 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

同戦略は、市民・NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会（通称「自然ネット」）」が、進行管理しています。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を実施しながら、自然講演会やエコツアーの開催などに取り組みました。



自然講演会 R3.7.31



令和 3 年度 自然体感講座(管根干潟)での様子

第4章

将来世代を考えた豊かなまちづくりと 環境・経済・社会の統合的向上

基本施策 1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり

1 北九州市公害防止条例

本市では法を補完し、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定し、公害の発生するおそれのある工場については、市と公害防止協定を締結しています。（締結件数87件：令和3年度末時点）

2 大気環境の保全

本市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう等の物質の常時監視を行っています。環境基準が設定されている11項目のうち、令和3年度は、光化学オキシダントを除く項目で環境基準に適合していました。また、大気汚染防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。

3 水環境の保全

本市は、河川・湖沼・海域等の公共用水域において、健康項目や生活環境項目などのモニタリングを実施しています。令和3年度は、環境基準が設定されている項目の多くが環境基準に適合していました。また、水質汚濁防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。



立入検査の様子

4 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的としています。本市における形質変更時要届出区域は74件、要措置区域は0件です。また、汚染土壌処理業の許可件数は4件です（令和3年度末時点）。

5 騒音・振動対策

本市では、自動車・新幹線鉄道・航空機からの騒音等の実態把握を実施しています。令和3年度において、新幹線鉄道の振動の指針値及び航空機の騒音の環境基準については、適合していましたが、自動車及び新幹線鉄道の騒音については、一部において不適合でした。また、騒音規制法・振動規制法等に基づき工場・事業場、建設作業現場等の発生源に対する指導等を行っています。

6 化学物質対策

ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の物質について、モニタリングを実施しています。令和3年度においては、ダイオキシン類は基準に適合、環境ホルモンは検出されませんでした。

7 悪臭対策

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭防止法上の規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。悪臭測定の結果、令和3年度は全ての施設で排出基準に適合していました。





8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的として「環境保全セミナー」を開催し、大気、水質土壌、監視指導の各分野で、最近の法改正の内容や環境基準達成状況、立入検査や指導事例の紹介等を行っています。

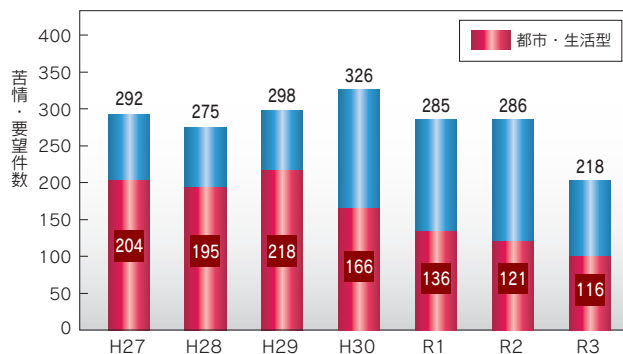
令和3年度は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした集合セミナー及び個別セミナーを各1回開催しました。

9 公害に関する苦情・要望

公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関に持ち込まれています。令和3年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は218件（令和2年度286件）ありました。

最近では、産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情（都市・生活型の苦情）が多く寄せられるようになっていきます。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



10 環境影響評価（環境アセスメント）制度

環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメント制度は、土地の形状変更、工作物の新設等を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ、その事業に係る環境影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

本市では、令和3年度末までに、配慮書15件、方法書31件及び準備書27件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

基本施策2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり

1 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。

●“クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日～6月30日を「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」として、各区に会場を設けての大規模なまち美化清掃、市民等による市内各地のまち美化清掃及びJR駅前等での街頭啓発等を実施しています。

・令和3年度 参加人数 7,073人、収集量 52.5トン

●「市民いっせいまち美化の日」

10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」、10月の第一日曜日を「市民いっせいまち美化の日」として定め、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。

・令和3年度 参加人数 56,982人、収集量 302.8トン

●“クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

地域・学校・企業・ボランティアを代表する38団体で構成され、「5分間清掃」、「ポイ捨て防止」、「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。



清掃の様子

●その他の啓発活動

「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、地域のまち美化牽引役を担う「まち美化推進員」を選任しています。

・令和4年4月1日現在 146人

市のイメージアップ等の観点から、特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定（11ヶ所）しています。

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布しています。

区	まち美化促進区域
門司区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園
小倉南区	・朽網であい坂地区
若松区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸畑区	・戸畑駅前地区



まち美化ボランティア袋

基本施策3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進

1 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品や環境負担低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、広くPRを行うことにより、その販売を支援しています。平成16年度に創設、令和4年3月末時点で、186件の製品や技術、48件のサービスを選定しています。

再生油 Bio (バイオ)
株式会社サニックス

ディーゼル自動車排気フィルター (DPF) の洗浄・再利用サービス
菅原産業株式会社

基本施策4 SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス

1 本市のSDGsの取組

本市は平成29年12月に第1回「ジャパンSDGsアワード」で「パートナーシップ賞」（特別賞）を受賞、平成30年4月にOECDから「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定、また同年6月に国内最初となる「SDGs未来都市」に他の28都市とともに選定されました。また、「SDGs未来都市」のうち、優れた取組を提案した自治体のみが選定される「自治体SDGsモデル事業」にも選定されるなど、本市のSDGsの取組は国内外から高い評価を受けています。

●北九州市SDGs未来都市計画

SDGs未来都市に選定されたことを受け、『真の豊かさ』にあふれ、世界に貢献し、信頼される『グリーン成長都市』を2030年のあるべき姿に掲げた「北九州市SDGs未来都市計画」を平成30年8月に策定しました。

令和3年度からは、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、様々な事業を推進していくこととしています。

●産官学民が連携した推進体制

産官学民が連携する体制づくりも重要であるため、有識者や経済界、市民代表らが、SDGsに取り組む方向性や普及活動等について助言を行う「北九州市SDGs協議会」を設置しています。また、多様なステークホルダーの交流・マッチングを促進するため、「北九州SDGsクラブ」を創設し、企業や団体、市民などが参画しSDGsの達成に資する活動の発表や会員同士の情報交換を行っています。



1. 北九州市の環境行政のあゆみ

(1) 公害の克服

北九州市は、明治 34 年の官営八幡製鐵所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。

このような深刻な状況の中で、行政においては、昭和 46 年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和 47 年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施していきました。これに加え、市民・事業者・行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組を実施したことにより、昭和 50 年代後半には公害問題は劇的に改善されることとなりました。



昭和35年

現在

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和 50 年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

本市は、平成 5 年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

本市では、平成 8 年に「アジェンダ 21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成 12 年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組も総合的・計画的に推進しています。

(3) 環境国際協力の推進

本市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、公害問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和 60 年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してきました。このような取組は、UNEP グローバル 500 賞（平成 2 年）、国連地方自治体

表彰（平成 4 年）を受賞するなど、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成 8 年には、友好都市である中国・大連市との環境協力において、わが国で初めて地方から提案されたプランが政府 ODA に位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。このような成果が国際的にさらに評価され、平成 14 年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

平成 22 年に「アジア環境都市機構」を創設し、より効果的な効率運営を図るとともに、平成 16 年に設立された「東アジア経済交流推進機構環境部会」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

また、PM2.5 をはじめとする大気汚染が深刻化するなか、平成 25 年に開催された「第 15 回日中韓三カ国環境大臣会合」の合意に基づき、大気改善をはじめとする課題解決のため、関係都市との環境協力を積極的に取り組んでいます。

さらに、平成 22 年 6 月に開設した、アジアの低炭素社会の実現と本市の地域経済の活性化を図るための中核機関「アジア低炭素化センター」では、本市の行政ノウハウや環境技術を体系的に整理した「北九州モデル」を活用して、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

(4) 循環型都市づくり

本市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積を活用して、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、資源循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

その中でも、平成 9 年 7 月に全国第一号として国の承認を受けたエコタウン事業は、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として、積極的に環境に配慮した産業都市づくり、持続可能な社会の実現に向け、多くの成果をあげてきました。

また、エコタウン事業第 2 期計画を策定（平成 14 年 8 月）、対象エリアを市域全域に拡大（平成 16 年 10 月）し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業などの新たな環境産業の誘致、既存産業インフラ等を有効活用する事業の創出、ものづくりの段階での環境配慮促進など新たな事業を進めています。

他方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった「循環型」を目指し、平成 10 年 7 月

の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成16年10月の事業系ごみ対策、平成18年7月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成23年に「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」を加えた「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和3年には新たにSDGsの実現と脱炭素社会を見据えた「第2期北九州市循環型社会形成推進計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

(5) 環境首都グランド・デザインの策定

地球的規模で進んでいる環境問題の解決に向けて、日々の暮らし方、産業活動や都市づくりのあり方などを、環境の視点から見直すと同時に、多くの人々と情報を共有し、お互いに理解し協力しあうことが必要です。

本市では、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して、幅広い視点から環境保全の取組を推進するため、「環境首都グランド・デザイン」(平成16年10月)を策定しました。この環境首都グランド・デザインでは、「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念のもと、「共に生き、共に創る」(社会的側面)、「環境で経済を拓く」(経済的側面)、「都市の持続可能性を高める」(環境的側面)の3つの柱を掲げています。平成19年10月には、「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、「北九州市環境基本計画」を策定しました。

(6) 環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

本市は、平成20年7月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成21年3月には、「北九州市環境モデル都市行動計画(北九州グリーンフロンティアプラン)」を策定(平成28年8月改定「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画(北九州ニューグリーンフロンティアプラン)」)し、地域が一体となって低炭素社会づくりを進めています。

さらに、平成23年12月には、わが国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも選定されました。平成24年5月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

同じく平成23年12月には、国の総合特区の第一次指定として、本市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域とし

て選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出し、地域経済を活性化する緑の成長戦略を進めています。

また、経済協力開発機構(OECD)からは、「環境」と「経済」が両立する「グリーン成長都市」として、パリ、シカゴ、ストックホルムと並んでアジアで初めて選定され、平成25年10月には、本市のグリーン成長への取組をまとめた「OECD北九州レポート」日本語版が発表されました。このレポートを通じて、本市の「市民環境力」を礎とした環境に関する取組が全世界に発信されています。

さらに、「伊勢志摩サミット(平成28年5月26日～27日)」にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、九州では唯一「エネルギー大臣会合」が5月1日～2日に本市で開催され、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が取りまとめられ、世界に発信されました。

このように本市の取組は、国内外から高い評価を受けています。

(7) 世界の環境首都とSDGsの実現を目指して

平成27年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)を中核とする、持続可能な開発のための2030アジェンダが全会一致で採択されました。SDGsは、2000年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する17の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。

また、平成27年11月から、新興国や途上国を含む196か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ2度未満に抑える「2度目標」に加え、1.5度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。

こうした状況の変化に対応するため、平成29年11月に改定した「北九州市環境基本計画」では、これまでの基本理念は引き継ぎつつ、SDGsを推進していくため、副題を「環境首都・SDGs実現計画」とし、取組を進めていきます。

SDGsの取組みについては、本市は平成30年4月に、アジア地域で初めてOECDから「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」として選定されました。

さらに、平成30年6月には、国の「SDGs未来都市」に選定されるなど、国内外から高い評価を受けております。

今後も、世界の環境首都及びSDGsの実現に向け、市の最大の資源である「市民環境力」を活かしながら、環境・経済・社会の両立を目指していきます。



環境行政の体制

1. 環境行政組織

令和4年4月現在

— 総務政策部 —

■総務課

●庶務係

- (1)局、部、課の庶務
- (2)広報
- (3)局の予算及び決算
- (4)局内事務の連絡調整
- (5)環境保全基金
- (6)局内他課の所管に属しないこと

●職員係

- (1)労務
- (2)安全及び衛生管理
- (3)公傷
- (4)局事業に係る事故の処理
- (5)福利厚生

●政策係

- (1)環境政策
- (2)北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
- (3)環境基本計画
- (4)北九州市環境審議会
- (5)市役所のエコオフィス推進

■環境学習課

●環境学習係

- (1)課の庶務
- (2)環境学習及び環境教育
- (3)環境学習施設間の連携
- (4)環境政策の広報

●ESD推進係

- (1)エコライフ事業の推進
- (2)市民活動の調整

— グリーン成長推進部 —

■グリーン成長推進課

●グリーン成長政策係

- (1)部、課の庶務
- (2)地球温暖化対策に関する計画及び施策の統括
- (3)地球温暖化対策に関する普及啓発
- (4)その他グリーン成長の推進（他課の所管に属するものを除く）

●水素戦略係

- (1)水素社会づくり
- (2)電動車の普及（他課の所管に属するものを除く）

■再生可能エネルギー導入推進課

●再生可能エネルギー導入企画係

- (1)課の庶務
- (2)再生可能エネルギーの導入及び普及
- (3)総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策

●風力発電推進係

- (1)風力発電の立地促進

■環境イノベーション支援課

●企業支援係

- (1)課の庶務
- (2)脱炭素化イノベーションの推進
- (3)環境産業の育成及び振興
- (4)環境産業に関する調査及び企画
- (5)北九州市エコタウンセンターの管理及び運営

— 環境国際部 —

■環境国際戦略課

●企画調整係

●事業化支援係

●国際連携推進係

- (1)課の庶務（企画調整係に限る）
- (2)アジア低炭素化センターの管理及び運営（企画調整係に限る）
- (3)環境国際ビジネスの事業化に向けた支援（事業化支援係に限る）
- (4)国際機関との連携（国際連携推進係に限る）
- (5)環境国際協力の推進
- (6)環境国際ビジネスの推進

— 環境監視部 —

■環境監視課

●企画調整係

- (1)部、課の庶務
- (2)環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
- (3)公害防止協定及び環境保全協定の締結
- (4)北九州地域公害防止計画
- (5)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理

●大気騒音第一係

●大気騒音第二係

- (1)公害監視センターの管理
- (2)大気環境の監視
- (3)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出の受理及び審査
- (4)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出の受理
- (5)北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気、騒音及び振動に関するものに限る）
- (6)騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51

年法律第64号）に係る届出の受理及び審査

- (7)騒音及び振動に係る環境の監視
- (8)公害発生源の監視指導（大気、騒音、振動及び悪臭に関するものに限る）
- (9)公害に関する苦情及び要望の処理（大気、騒音、振動及び悪臭に関するものに限る）
- (10)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）（大気騒音第二係に限る）

●水質土壌係

- (1)公共用水域、地下水及び土壌の環境の監視
- (2)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に係る届出の受理及び審査
- (3)瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可等
- (4)土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に係る届出の受理及び審査
- (5)北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (6)公害発生源の監視指導（大気、騒音、振動及び悪臭に関するものを除く）
- (7)公害に関する苦情及び要望の処理（大気、騒音、振動及び悪臭に関するものを除く）

●自然共生係

- (1)自然環境の保全

■産業廃棄物対策課

●指導係

- (1)課の庶務
- (2)不法投棄防止対策
- (3)産業廃棄物処理の監視指導
- (4)あき地等に繁茂する雑草の調査並びに除草の指導及び勧告
- (5)雑草等の除去の委託

●産業廃棄物対策係

- (1)産業廃棄物処理業の許可
- (2)産業廃棄物処理施設に係る許可
- (3)使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出の受理及び許可
- (4)行政処分（産業廃棄物及び使用済自動車の再資源化等に関するものに限る）
- (5)産業廃棄物の適正処理の推進

— 循環社会推進部 —

■循環社会推進課

●計画係

- (1)部、課の庶務

- (2)一般廃棄物の処理に関する基本計画及び実施計画
- (3)廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画
- (4)産業廃棄物の処理に関する計画
- (5)事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画
- (6)事業系一般廃棄物の減量化施策の推進
- 資源化推進係
 - (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2) 3R 活動の普及及び啓発
 - (3)食品ロスに関する啓発及び減量化施策の推進
 - (4)事業系一般廃棄物の適正処理及び適正排出の啓発及び指導

■業務課

- 業務第一係
 - (1)課の庶務
 - (2)し尿の処理の業務計画及び実施指導
 - (3)し尿処理の委託並びに委託業者の指導及び監督
 - (4)指定袋及び粗大ごみ納付券
 - (5)一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
 - (6)公衆便所の維持管理
 - (7)北九州市環境整備協会
 - (8)浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
 - (9)浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
 - (10)浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
 - (11)一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督
- 業務第二係
 - (1)一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導
 - (2)一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督

- (3)一般廃棄物の処理業務の改善

●まち美化推進係

- (1)道路及び河川の清掃
- (2)生活環境の清潔保持
- (3)北九州市環境衛生総連合会

■施設課

●施設第一係

- (1)課の庶務
- (2)環境センターその他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括
- (3)公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）
- (4)廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
- (5)廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）

●施設第二係

- (1)一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
- (2)一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
- (3)一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

■新門司工場

■日明工場

■皇后崎工場

- (1)工場の庶務
- (2)工場の維持管理
- (3)一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
- (4)1 件 30 万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
- (5)廃棄物の計量及び処理
- (6)焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理
- (7)廃棄物の焼却処理
- (8)その他環境センター工場の運営

— 環境センター —

＜新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター＞

■副所長

●庶務係

- (1)所の庶務
- (2)一般廃棄物処理手数料の徴収
- (3)安全及び衛生管理
- (4)施設の維持管理
- (5)車両の維持管理

●地域環境第一係

●地域環境第二係

- (1)一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督（他係の所管に属するものを除く）
- (2)ごみ容器、便所等の改善の指導
- (3)一般廃棄物排出に係る市民指導
- (4)その他廃棄物の処理

●まち美化係

- (1)生活環境の清潔保持
- (2)廃棄物の不法投棄の取締り
- (3)環境事業協力団体との連絡調整

●資源化推進係

- (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
- (2)環境教育等の啓発

●生活環境係

- (1)一般廃棄物処理委託業者の指導及び監督（家庭ごみの収集に関するものを除く）
- (2)雑草等の除去
- (3)海岸漂着物の監視

●廃棄物指導係

- (1)小規模事業所における事業系廃棄物の資源化及び減量化
- (2)廃棄物収集運搬業者及び産廃許可業者の指導及び監督

●特別収集係

- (1)高齢等によるごみ出し困難世帯に対する一般廃棄物の戸別収集等
- (2)小・中学校の牛乳パック等回収

付 属 機 関

■北九州市環境審議会

環境基本法第 44 条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第 29 条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■北九州市環境影響評価審査会

北九州市環境影響評価条例第 30 条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■北九州市公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者の認定更新及び障害等級に関する審査や、被認定者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

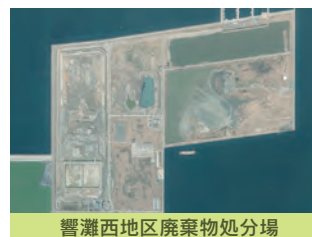
■北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬に関する審査を実施する機関。

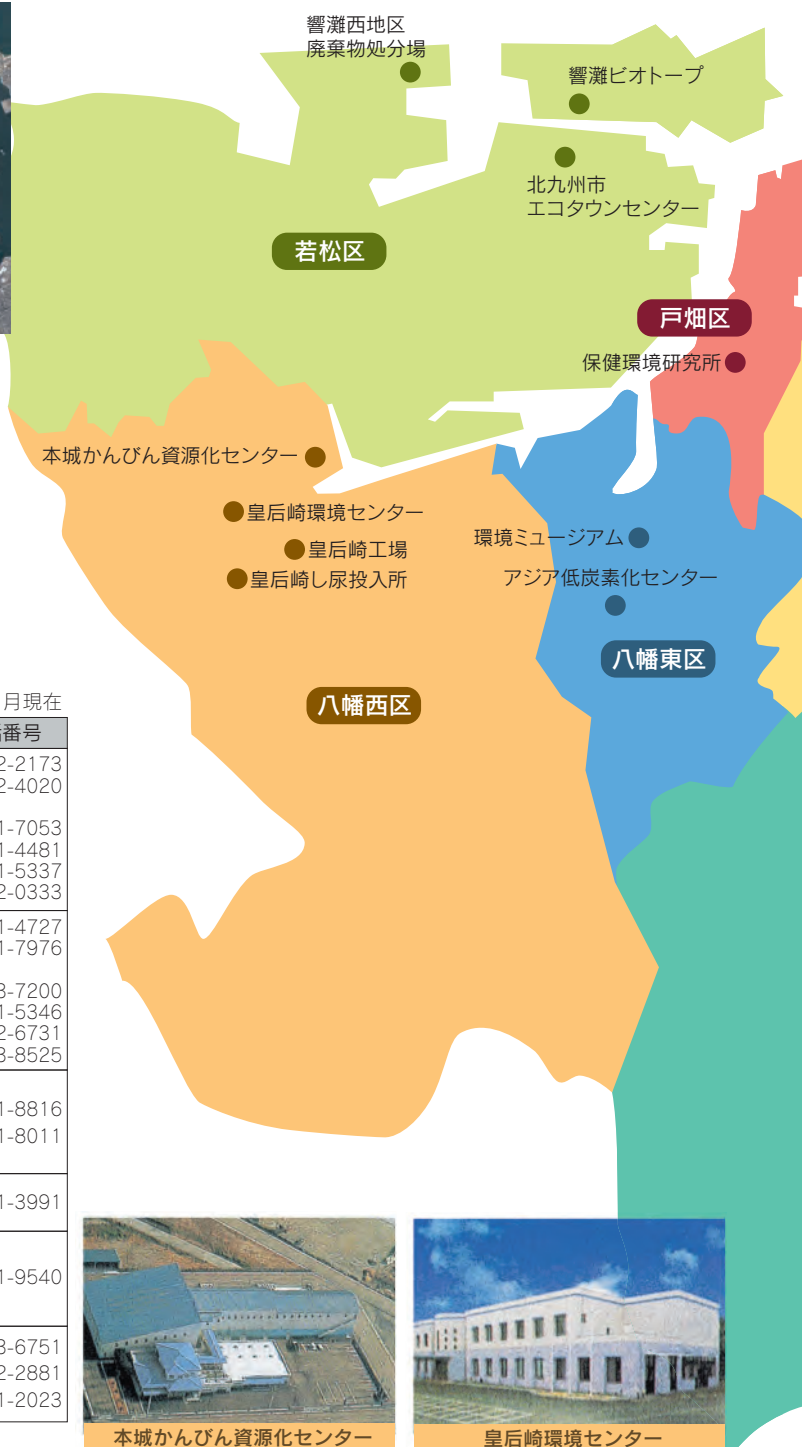
3. 施設概要

■施設分布図（令和4年4月現在）

環境に関する施設は、3 環境センター、3 工場、1 処分場及び1 研究所などがあり、収集・運搬・処理・処分・分析を行っています。



響灘地区全景（平成29年2月）



■施設一覧表

令和4年4月現在

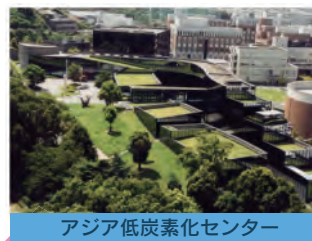
	施設名称	所在地	電話番号
事務所	環境局	小倉北区城内1番1号	093-582-2173
	アジア低炭素化センター	八幡東区平野一丁目1番1号 (北九州市国際村交流センター)	093-662-4020
	新門司環境センター	門司区新門司三丁目78番地	093-481-7053
	日明環境センター	小倉北区西港町24番地	093-571-4481
	皇后崎環境センター 保健環境研究所	八幡西区夕原町2番10号 戸畑区新池一丁目2番1号	093-631-5337 093-882-0333
ごみ処理施設	新門司工場	門司区新門司三丁目79番地	093-481-4727
	日明工場 (不燃粗大仮置場)	小倉北区西港町96番地の2 (同上)	093-581-7976 (同上)
	日明かんびん資源化センター	小倉北区西港町97番地の3	093-583-7200
	北九州市プラスチック資源化センター	小倉北区西港町86番13号	093-591-5346
	皇后崎工場 本城かんびん資源化センター	八幡西区夕原町2番1号 八幡西区洞北町7番10号	093-642-6731 093-693-8525
し尿処理施設	西港し尿圧送所 皇后崎し尿投入所	小倉北区西港町24番地 八幡西区夕原町2番4号	093-561-8816 093-641-8011
埋立地	響灘西地区廃棄物処分場	若松区響町三丁目地先	093-771-3991
積替施設	日明積出基地	小倉北区西港町97番地の3	093-581-9540
その他	環境ミュージアム 北九州市エコタウンセンター 響灘ビオトープ	八幡東区東田二丁目2番6号 若松区向洋町10番地20 若松区響町一丁目126番地1	093-663-6751 093-752-2881 093-751-2023



響灘ビオトープ



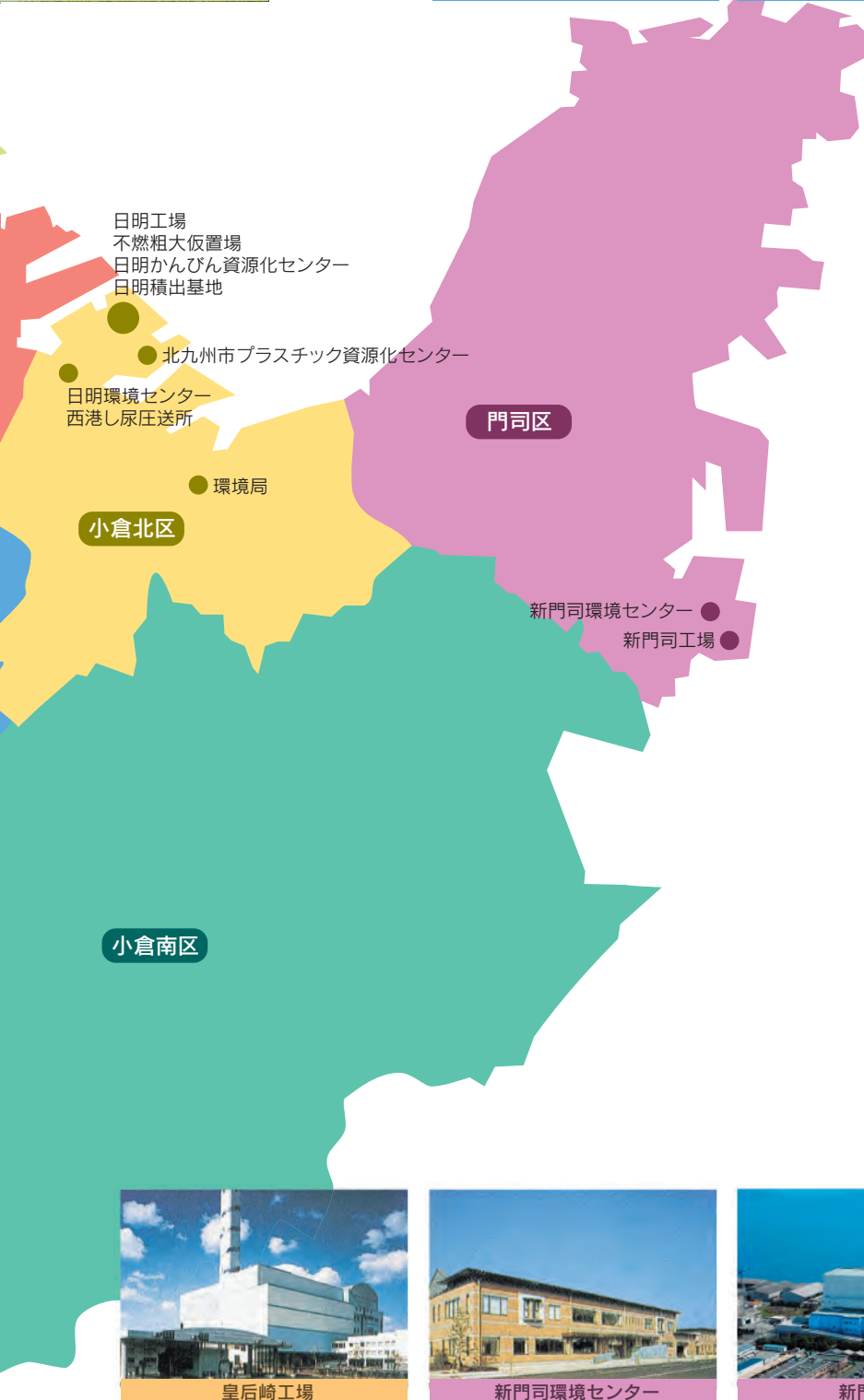
環境ミュージアム



アジア低炭素化センター



保健環境研究所



日明工場



日明かんびん資源化センター



日明積出基地



日明環境センター



北九州市プラスチック資源化センター



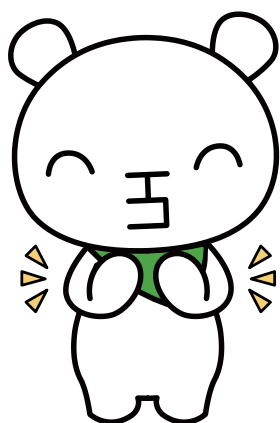
皇后崎工場



新門司環境センター



新門司工場



発行:北九州市環境局
〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
TEL.093-582-2173
印刷:(有)日高印刷所
北九州市印刷物登録番号 第2213021A号

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「令和4年度版 北九州市の環境」の本編は、
1部999円(本体909円+税10%)で販売しています。
市ホームページ、市内図書館等でも閲覧できます。

北九州市の環境

検索



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



北九州市はグリーン購入を推進しています。

北九州市環境マスコットキャラクター
ていたん&ブラックていたん
©ていたん&ブラックていたん.北九州市